

残留農薬基準、ポジティブリスト制度

1 残留農薬基準とは

食品衛生法で定められています（農薬取締法ではありません）。

食品衛生法第13条の定めるところにより、農産物を生産するために使われた農薬が残留し、それを食べた人の健康をそこなうおそれがないようにするため、厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から販売の用に供する食品の成分につき規格を定めることができることになっています。これを「食品、添加物等の規格基準」といいます。

この基準の中で、残留農薬については、たとえば玄米という食品中に農薬の有効成分Aは〇〇ppmを超えて残留してはならない、という規格を定めています。この規格を「**残留農薬基準**」といいます。この規格基準に合わない食品の製造、加工、販売等をしてはならないと法律に規定されており、定められた分析法によって基準値を超えた農薬が残留する農産物が発見されれば、流通上の規制を受けることになります。

2 ポジティブリスト制度とは

従前の食品衛生法では、残留基準が設定されていない農薬等について、食品中に残留が認められても販売禁止等の措置を行うことが困難であり、特に輸入食品を中心として残留農薬等の規制の強化が求められていました。

このため、平成15年の食品衛生法の改正（平成18年5月29日施行）で、すべての農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下、農薬等という。）について、**一定の量（残留農薬基準又は一律基準）**を超えて残留する食品の販売などを原則として禁止する制度を導入しました。これが、食品に残留する農薬等に関する新しい制度（ポジティブリスト制度）です。

3 一律基準とは

ポジティブリスト制度において、残留基準（暫定基準を含む）が定められている農薬等はその基準に従いますが、すべての農薬等に基準があるわけではありません。残留基準が定められていない農薬等については、食品衛生法第13条第3項に基づき「人の健康を損なうおそれのない量」を定め規制しています。これが「**一律基準**」であり、0.01ppmと設定されました。

ポジティブリスト制度では、残留基準が設定されていない農薬が検出された場合でも、一律基準（0.01ppm）を上回れば流通規制の対象となります。

（☆0.01ppmとは
食品1kgあたり農薬等が0.01mg含まれる濃度
25mプール（幅12m、深さ1m）に塩をひとつまみ（3g）入れた濃度）

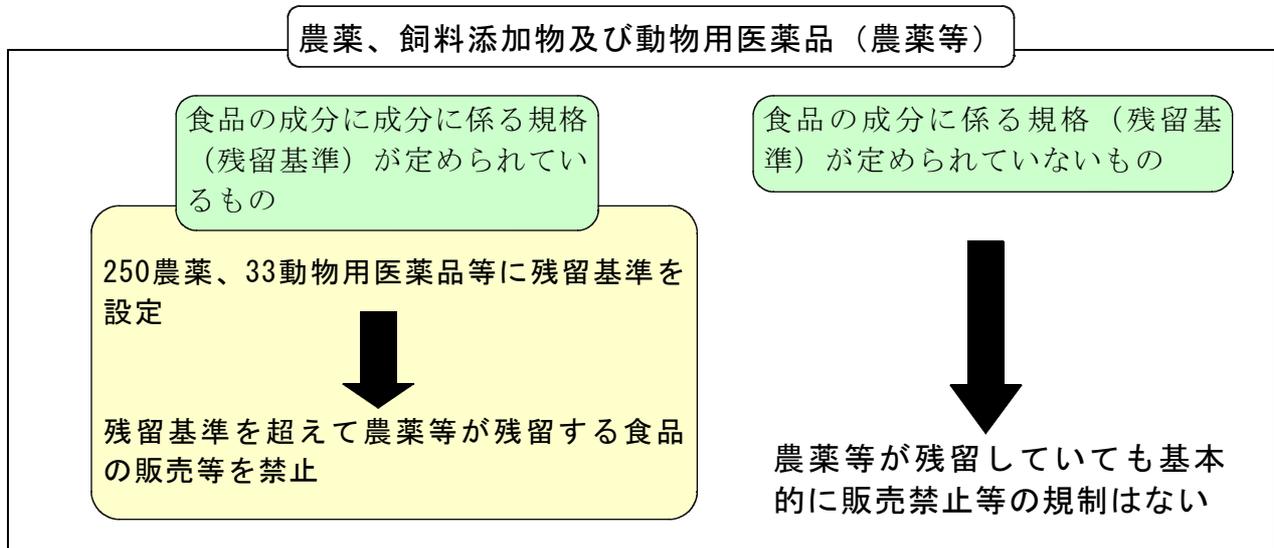
4 ポジティブリスト制度の対象外物質とは

食品衛生法第13条第3項に規定のある「人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるとして厚生労働大臣が定める物質」として、重曹、マシン油、硫黄、カルシウム、鉄など74物質が指定されています。これらはポジティブリスト制度から除外され、一律基準は適用されません。

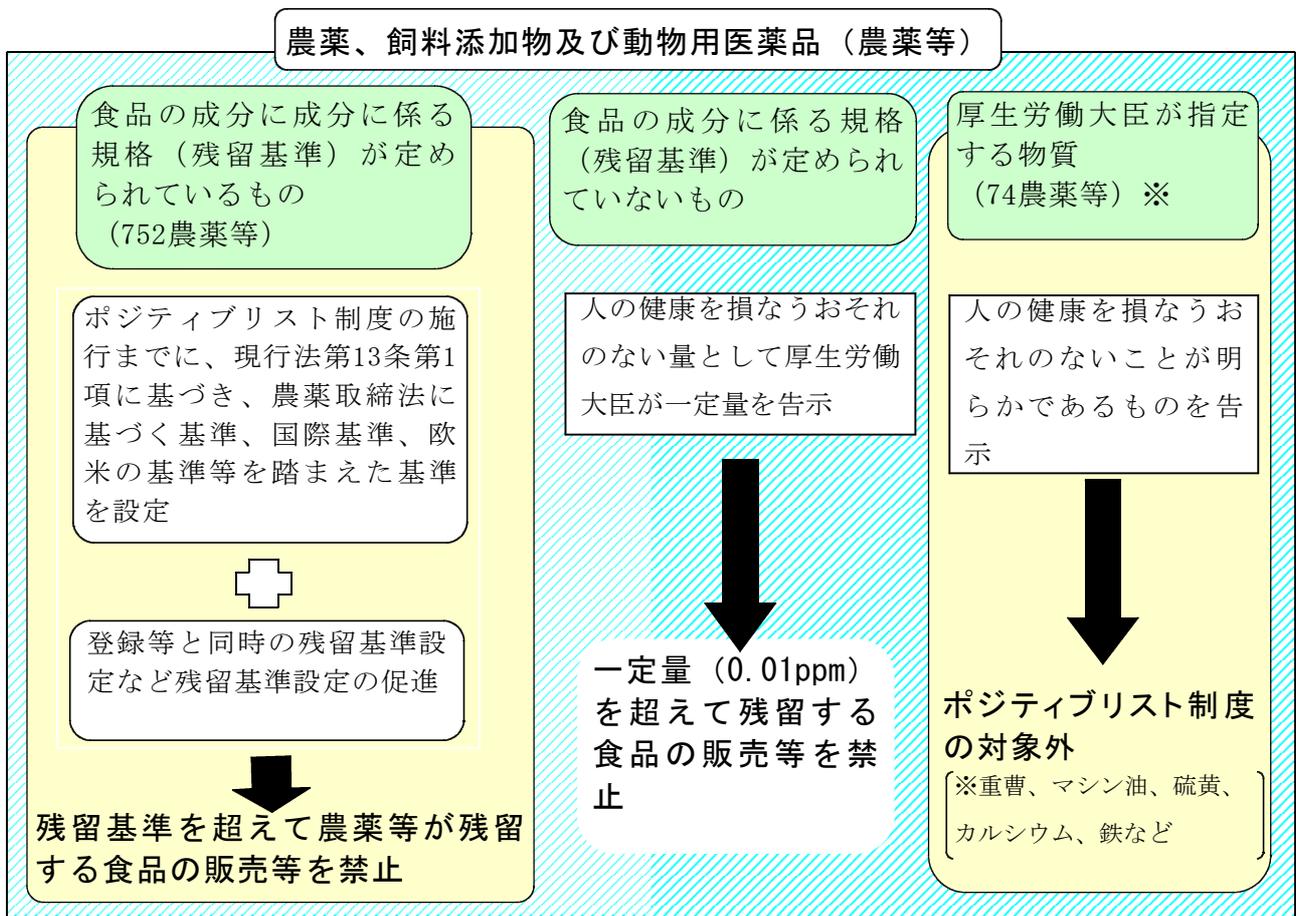
食品中に残留する農薬等の新しい制度（ポジティブリスト制度）

（改正食品衛生法第13条関係（平成17年11月29日付けで関係告示を公布））

【新制度への移行前】（平成17年11月29日時点）



【ポジティブリスト制度への移行後】（平成18年5月29日施行）



※ 「農薬等」の数値は令和2年6月末現在のものになります。（厚生労働省資料から抜粋）